

横福指第 37 号
令和 3 年（2021 年）6 月 30 日

介護保険サービス事業者 様
第 1 号事業者 様

横須賀市福祉部長
(公印省略)

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る計画書及び
実績報告書の提出期限の厳守について（通知）

日頃から、介護保険制度の円滑な運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。
標記の件について、介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算を取得しようとする介護保険サービス事業者及び第 1 号事業者は、加算を取得する前年度の 2 月末日までに、介護保険サービス事業所及び第 1 号事業所ごとに、当該加算に係る計画書を横須賀市長に提出することとされています。

また、加算を取得した介護保険サービス事業者及び第 1 号事業者は、各事業年度における最終の支払いがあった月の翌々月の末日までに、当該加算に係る実績報告書を横須賀市長に提出することとされています。

しかしながら、例年、これらの提出期限を超過した計画書及び実績報告書の提出が認められます。

については、提出の趣旨を改めて確認いただくとともに、これらの提出期限を厳守されるようお願いいたします。

実績報告書の提出に当たっては、提出期限までに本市への提出がない場合は、算定要件を満たしていないものとして加算算定額を返還していただくこともありますので、遺漏のないようご注意ください。

なお、本通知をもって、「介護職員処遇改善計画書及び実績報告書の提出期限厳守の徹底について（事務連絡）」（平成 29 年 5 月 8 日付横福指第 28 号・横福高第 70 号横須賀市福祉部長通知）は廃止します。

事務担当：福祉部指導監査課

指導監査第 1 係 TEL：046-822-8162

指導監査第 2 係 TEL：046-822-8393